

～ 老 朽 住 宅 除 却 費 補 助 金 ～

《手続きの流れ》

《提出書類等》

工事の着工前に申請が必要です。
申請から通知まで約1週間かかります。

(申請者) **交 付 申 請**

- 工事見積書 (工事箇所、内容及び規模、除却費、運搬費、産廃処理費及び諸経費等を区分したもの)
- **工事請負契約書の写し。**
- 付近見取図、配置図及び平面図等。
- 除却する住宅の外観写真。(現況2面以上)
- **所有者及び所在、用途が確認できる書類**
 - ① 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)又はその写し
 - ② 固定資産(評価もしくは公課)証明書又はその写し
 - ③ 固定資産税・都市計画税納税通知書の写し及び
固定資産税・都市計画税課税明細書の写し**上記3点の内、どれか1点の提出。**
- 相続人であることが確認できるもの。
(所有者が死亡している場合)
戸籍又は除籍謄本 など
- 承諾書又は委任状
(相続人が複数の場合又は区分所有者がいる場合)

(砂川市) **交付決定通知**

※ 砂川市が申請者に通知します(郵送等)

(申請者) **工 事 完 了 届**

- 除却工事の状況が確認できる写真
(着工前、工事中及び完了後)

- 除却後の敷地全景写真(2面以上)

(砂川市) **完 了 検 査**

※ 砂川市の担当職員が現地を確認

(砂川市) **補助金確定通知書**
(交付額の確定)

※ 砂川市が申請者に通知します(郵送等)

(申請者) **請 求 書 の 提 出**

- 請求書(別記第8号様式)
- 郵送又は持参して下さい

(砂川市) **補 助 金 交 付**

※ 請求書の受領後、1ヶ月程度で申請者が指定する
金融機関の口座に振込みます。
(振込通知はいたしません)